

千葉市公告第786号

総合評価落札方式制限付一般競争入札（電子入札）について次のとおり公告します。

令和4年10月31日

千葉市長 神谷 俊一

1 総合評価落札方式制限付一般競争入札（電子入札）に付する事項

(1) 委託名称

ア 問屋町2号線外3歩道実施設計業務委託（中4-1）

(2) 委託概要、委託場所、委託期間及び業種

委託案件ごとに別表に記載

(3) 予定価格及び調査基準価格

委託案件ごとに別表に記載

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、

次のいずれにも該当しないもの

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 本委託の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

カ 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加申請期限の日から開札日までの間に受けている者

(2) ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により参加できる者

(3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあっては、組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者

(4) 令和4・5年度千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿において、委託案件ごとに別表に定める業種に登録されている者

(5) 委託案件ごとに別表に定める主任技術者を当該委託に配置できる者。

(6) 委託案件ごとに別表に定める委託を履行した実績を有する者

(7) その他、委託案件ごとに別表に定める入札参加資格要件を満たす者

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局資産経営部契約課

電話 043-245-5088

4 入札参加手続

入札への参加を希望する者は、申請期間内に、前記3へ電子入札システムにより提出資料を提出し、入札参加申請を行わなければならない。なお、提出資料の返却はしない。

ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、前記3へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールにより、紙入札方式参加申請書（千葉市電子入札運用基準（平成18年9月11日施行）様式第1号）及び一般競争入札参加資格確認申請書（紙申請用）（千葉市一般競争入札実施要領（平成7年4月1日施行）様式第1-1号）を、次の提出資料とあわせて提出すること。

(1) 入札参加申請期間

委託案件ごとに別表に記載

(2) 提出資料

委託案件ごとに別表に記載

5 設計図書等の交付及び質問回答

(1) 設計図書等の交付

千葉市「入札情報等」 (<http://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsujoho/index.html>) の「配布資料（設計図書、質問回答書等）」内の「測量・コンサルタント」のリンクからダウンロードすること。

ア 交付期間

委託案件ごとに別表に記載

イ 委託担当課

委託案件ごとに別表に記載

(2) 質問回答

質問回答の方法及び質問回答期限については、設計図書等に記載する。

6 総合評価に関する事項

(1) 総合評価落札方式

業務の実施方針、実施体制、経験及び能力（以下「技術提案等」という。）並びに入札価格の各条件をもって参加した入札参加者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、

提示した技術提案等が本公告及び実施要領書において定める要件をすべて満たし、かつ、評価値の最も高いものを落札者とする。

(2) 総合評価落札方式の評価方法及び落札者決定基準

評価方法及び落札者決定基準は千葉市総合評価落札方式（業務委託）の試行方法（令和2年4月1日）及び実施要領書に定める。

(3) 実施要領書等

前記5（1）により交付する。

(4) 技術提案等の提出

ア 技術提案等に関する様式の交付

千葉市「財政局 資産経営部 契約課」（<http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/index.html>）の「工事・測量等に関する手引き・様式」から技術提案等提出書をダウンロードすること。

イ 技術提案等に関する資料の作成方法及び提出方法

委託案件ごとに別表に記載

7 入札及び開札

(1) 入札期間及び開札の日時

委託案件ごとに別表に記載

(2) 開札場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所5階契約課工事入札室

（電子入札システムを利用して開札を行うため、原則立会いは不可とする。）

(3) 入札方法

積算内訳書及び主任技術者届出書（千葉市一般競争入札実施要領様式第2-2号）を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札書（千葉市電子入札運用基準（平成18年9月11日施行）様式第2号-2）、積算内訳書及び主任技術者届出書を、商号又は名称及び委託名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

なお、技術提案等に提出した配置予定技術者と主任技術者届出書の主任技術者が合致しないときは、当該入札を無効とする。

(4) 辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができる。この際、辞退届を前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、辞退届（千葉市電子入札運用基準様式第3号-2）を、商号又は名称及び委託名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

なお、委託案件ごとに別表に記載する、総合評価落札方式の入札の辞退についての手続きをあわせて行うこと。

- (5) 入札保証金 免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

- (6) 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。なお、入札の有効、無効又は失格の確認は、開札後、落札候補者となり得る者又は調査基準価格を下回っている者に対してのみ行う。

ア 電子入札約款（平成24年4月13日施行）第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

8 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

- (1) 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

ア 開札後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札参加者のうち、前記6に従い、定められた評価値の最も高いものを落札候補者とする。その者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、評価値の最も高い者を新たな落札候補者として入札参加資格の確認を行う。以下、落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、順次、同様にして入札参加資格があると認める者が確認されるまで入札参加資格の確認を行う。

なお、落札候補者となるべき同評価値の者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

イ 本公告に記載の委託は、千葉市測量・建設コンサルタント等業務委託低入札価格取扱要領（平成21年4月1日施行）に基づく、低入札価格調査対象委託とする。前項にかかわらず、落札候補者が調査基準価格を下回っている場合は、同要領の定めに基づき入札参加資格の確認を行う。

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、評価値の高い順に、低入札価格調査を行い、落札者を決定する。

なお、低入札価格調査を行うべき者のうち、同評価値の者が2者以上あるときは、くじにより低入札価格調査の順位を決定する。

また、低入札価格調査対象者の全てが落札者とならなかった場合は、前項に定める落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合の例による。

(2) 落札決定通知

落札者を決定後、速やかに、電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者全てに通知する。

(3) 入札参加資格確認結果通知

落札者に対する入札参加資格確認の結果は、落札者決定通知書をもって代えるものとする。

また、入札参加資格がないと認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書（千葉市一般競争入札実施要領様式第4-2号）により通知する。

9 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

(1) 再度入札の回数は、1回とする。

(2) 再度入札には、1回目の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

(3) 低入札価格調査の対象となった入札においては、調査した結果、調査対象者を落札者としていない場合であって、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは再度入札を行う。当該調査が価格失格基準を下回る入札のみの場合も、同様とする。

(4) 再度入札の通知は、1回目の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。

(5) 再度入札の期間及び開札の日時は、再入札通知書に記載する。

(6) 開札場所は、前記7(2)と同様とする。

(7) 再度入札の方法は、積算内訳書及び主任技術者届出書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札書、積算内訳書及び主任技術者届出書を、商号又は名称及び委託名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。なお、再度入札を辞退するときは、前記7(4)によるものとする。

(8) 前号の主任技術者届出書により届け出る主任技術者は、1回目の入札において届け出た者と同一の者とする必要はないものとする。ただし、技術提案等に提出した配置予定技術者と主任技術者届出書の主任技術者が合致しないときは、当該入札を無効とする。

10 契約条件等

(1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条第1号又は第2号に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件

委託案件ごとに別表に記載

- (4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。
- (5) 契約条項については、前記3又は千葉市「財政局 資産経営部 契約課」 (<http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/index.html>) の「工事・測量等に関する手引き・様式」で閲覧できる。
- (6) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 低入札価格調査対象者を落札者として決定し、契約を締結する場合は、千葉市測量・建設コンサルタント等業務委託低入札価格取扱要領第9条に定める要件のもとに契約を締結するものとする。
- (8) 他に契約条件等がある場合は、委託案件ごとに別表の備考欄に記載する。

1.1 その他

- (1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。
- (2) 入札参加者の評価結果については、当該委託の落札者の決定後に公表する。
- (3) 電子入札システムの運用時間は、午前8時00分から午前0時00分とする。
- (4) 積算にあたり、現場確認を希望する場合は、あらかじめ委託担当課へ連絡すること。

別表

ア 問屋町2号線外3歩道実施設計業務委託（中4-1）

（ページ1/2）

入札に関する事項（その1）	
委託場所	千葉市中央区問屋町地内外3
委託期間	令和5年3月22日まで
業種	土木関係建設コンサルタント
委託概要	歩道詳細設計 L=0.09km 道路実施設計（B） L=0.03km
予定価格	落札決定後に公表
調査基準価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 千葉市内に本店を有する者 2 令和4・5年度千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿において、土木関係建設コンサルタントに登録されている者 3 技術士（総合技術監理部門（選択科目を建設とするものに限る。）若しくは建設部門）、RCCM又は土木コンサルタント実務経験10年以上の技術者を配置できる者 4 過去15年間に完成し引渡しの済んだ、道路の実実施設計業務委託を元請けとして履行した実績を有する者
入札参加申請期間	令和4年10月31日（月）の午後1時から 令和4年11月4日（金）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	1 入札参加資格要件で求めている委託を履行した実績を確認できる書類
設計図書等の交付方法	「入札情報等」ポータルページからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和4年10月31日（月）の午後1時から 令和4年11月4日（金）の午後5時まで ※設計図書等の交付については、委託担当課に問い合わせること。
委託担当課	千葉市建設局土木部中央・美浜土木事務所維持建設課 電 話 043-232-1153 ファクシミリ 043-232-9996
入札期間	令和4年11月8日（火）の午後1時から 令和4年11月21日（月）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」及び「主任技術者届出書」1部を添付すること。
開札の日時	令和4年12月6日（火）中の午前9時15分以降 公告の番号順かつ委託名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 有 竣工払
備考	

※本委託の別表は2ページありますので、ご注意ください。（このページは1ページ目です。）

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文及び他ページを必ずご確認ください。

総合評価落札方式に関する事項	
型 式	特別簡易型（実績育成タイプ）
技術提案等に関する資料の作成方法	実施要領書及び千葉市総合評価落札方式（業務委託）の試行方法を参照の上、技術提案等に関する資料を容量10MB以内のPDFファイル（Ver. 1.7以下）で作成すること。
技術提案等に関する資料の提出先（委託担当課）	千葉市建設局土木部中央・美浜土木事務所維持建設課 電 話 043-232-1153 ファクシミリ 043-232-9996 メールアドレス shyoka-chuomihama@city.chiba.lg.jp
技術提案等に関する資料の提出期間	令和4年10月31日（月）の午後1時から 令和4年11月21日（月）の午後5時まで
技術提案等に関する資料の提出方法	原則、上記により作成したファイルを委託担当課へ表題名を「【商号又は名称】総合評価（問屋町2号線外3歩道実施設計業務委託（中4-1））」とし電子メールにより提出すること。 なお、ファイル形式が異なっていたり、期限を過ぎて提出した場合は欠格とする。 やむを得ない事情で、電子メールによる提出ができない場合は、委託担当課へ確認すること。
その他	総合評価落札方式の評価方法及び落札決定基準は、千葉市総合評価落札方式（業務委託）の試行方法及び実施要領書に定める。

※本委託の別表は2ページありますので、ご注意ください。（このページは2ページ目です。）
このページに記載されていない事項もあります。公告の本文及び他ページを必ずご確認ください。